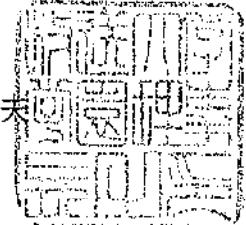




放総第0396号
令和3年1月6日

放送大学学園理事長

有川 節夫



放送大学学長選考の基準の公表について（一部変更）

放送大学学長の任免の基準及び任期に関する規則（平成26年放送大学学園規則第2号）第2条第1項に規定する選考の基準について、学長選考会議において一部変更がありましたので、別添のとおり公表します。

学長選考の基準

令和 2 年 8 月 21 日

放送大学学長選考会議

改定 令和 2 年 1 月 26 日、令和 3 年 1 月 6 日

放送大学学長の任免の基準及び任期に関する規則（平成 26 年放送大学学園規則第 2 号）

第 2 条第 1 項の規定に基づく学長選考の基準について、以下のとおり定める。

1. 学長に求められる資質・能力

別添「次期放送大学長に求められる学長像」を基準とする。

2. 選考の手続・方法等

放送大学学長選考会議における学長選考等の手続に関する規程（平成 26 年学長選考会議規程第 1 号）第 3 条から第 7 条まで並びに放送大学学長選考会議における学長選考手続に関する実施細則（平成 26 年学長選考会議規程第 2 号）第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、以下のとおりとする。

① 学長選考会議委員又は教授会の構成員からの学長候補適任者の推薦受付期間

令和 3 年 1 月 12 日（火）から 1 月 25 日（月）まで

② 学長候補者の所信表明書等の提出期間

令和 3 年 1 月 26 日（火）から 2 月 4 日（木）まで

③ 教授会の意見の聴取を求める場合の期限

令和 3 年 2 月

④ 学長候補者の面接を実施する期間

令和 3 年 3 月

⑤ 学長予定者の選考の期限

令和 3 年 3 月

以上

令和2年8月21日
放送大学学長選考会議

1. 放送大学の役割

放送大学は、放送大学学園法に基づいて設立された通信制大学として、テレビ・ラジオ及びインターネットなどの多様なメディアを活用するとともに、全国各地の学習センター等において大学教育を提供し、我が国における生涯学習の中核的機関としての役割を果たしている。

一方、人生100年時代を見据えたリカレント教育への期待の高まりや、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う新常態への対応など、社会状況やそのニーズの変化等を的確に捉え、厳しい財務状況にも留意しつつ、大学教育の機会等に対する広範な国民の要請にこたえていくことが求められている。

2. 求められる学長の資質・能力

上記のような放送大学の役割を果たしていくため、その学長は、以下の資質及び能力を備えていることが求められる。

- ① 学生及び教職員をはじめ社会から信頼を得るに足る、高潔な人格と優れた学識を有する者で、放送大学における教育研究活動を活性化し、発展させる意欲と能力を有すること。
- ② 大学を取り巻く状況の変化をとらえ、迅速・柔軟に対応するとともに、教学マネジメントの確立に向けて学長として優れたリーダーシップと行動力を發揮し、構成員と連携してガバナンス等の必要な改革を推進できること。
- ③ 業務運営計画に基づき、学長として放送大学の教育、研究、社会貢献及び大学運営等の諸活動に明確なビジョンを示し、適切に実行できること。

3. 放送大学における当面の具体的課題

- 時代や社会の要請等を踏まえたカリキュラムの充実を図ること。特に、デジタル社会のリテラシーである「数理・データサイエンス・AI」を習得するための授業科目等の体系的な開設と必要な体制整備を重点的に推進すること。
- e-ラーニングやオンライン授業・講座の開発、及び試験や学生支援等におけるITの利活用を促進すること。併せて放送授業の効果的な活用方策等について検討すること。
- 博士課程教育における研究指導の一層の充実を図ること。
- 学習センターの機能の在り方について検討し、地域との連携の強化を図りつつその一層の活性化を推進すること。
- 本学の教育研究や社会貢献について広く社会に発信すること。

以上